

議案第23号

横須賀市学校給食運営審議会規則制定について

横須賀市学校給食運営審議会規則を次のように定める。

平成29年5月19日提出

横須賀市教育委員会

教育長 青木克明

横須賀市学校給食運営審議会規則

(総則)

第1条 横須賀市学校給食運営審議会（以下「審議会」という。）の運営については、横須賀市給食条例（平成29年横須賀市条例第27号）に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 市民

(2) 学識経験者

(3) 市立学校に在学する児童又は生徒の保護者

(4) 市立学校の校長

(5) 市職員

(6) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 審議会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 審議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(その他の事項)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年6月1日から施行する。

(関係規則の改正)

2 教育委員会事務局等事務分掌規則（平成10年横須賀市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第22条第2号の表中

横須賀市いじめ等課題解決専門委員会	教育委員会の諮問に応じていじめ、体罰及び学校問題について調査審議すること。	を
横須賀市いじめ等課題解決専門委員会	教育委員会の諮問に応じていじめ、体罰及び学校問題について調査審議すること。	に
横須賀市学校給食運営審議会	教育委員会の諮問に応じて学校給食の運営に関する事項について審議すること。	保健体育課

改める。

(提案理由)

横須賀市学校給食運営審議会の運営について定めるため、この規則を制定する。

(附属機関)

第 22 条 法令又は条例により設けられた附属機関の名称、所掌事務及び庶務担当課は、次のとおりとする。

(1) 法令によるもの

名称	所掌事務	庶務担当課
社会教育委員	教育委員会の諮問に応じて社会教育に関する事項について調査審議すること。	生涯学習課

(2) 条例によるもの

名称	所掌事務	庶務担当課
横須賀市立小中学校適正配置審議会	横須賀市立の小学校及び中学校の配置に関する事項について審議すること。	総務課
文化財専門審議会	教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項について審議すること。	生涯学習課
国指定史跡東京湾要塞跡整備委員会	国指定史跡東京湾要塞跡の保存及び活用のための整備に関する事項について審議すること。	生涯学習課
生涯学習センター指定管理者選考委員会	教育委員会の諮問に応じて生涯学習センターの指定管理者の選考を行うこと。	生涯学習課
横須賀市学力向上推進委員会	市内における子どもの学力向上のための取組み等に関する事項について審議すること。	教育指導課
横須賀市教科用図書採択検討委員会	市立学校において使用する教科用図書の採択に関する事項について審議すること。	教育指導課
横須賀市立学校学期制検討委員会	市立学校における学期制のあり方に関する事項について審議すること。	教育指導課
横須賀市支援教育推進委員会	教育委員会の諮問に応じて支援教育の推進及び充実に関する事項について調査審議すること及び教育委員会に意見を具申すること。	支援教育課
横須賀市いじめ等課題解決専門委員会	教育委員会の諮問に応じていじめ、体罰及び学校問題について調査審議すること。	支援教育課
横須賀市子ども読書活動推進計画改定検討委員会	横須賀市子ども読書活動推進計画に関する事項について審議すること。	中央図書館
横須賀美術館運営評価委員会	横須賀美術館の運営の状況の評価及びその評価の結果に基づく改善策に関する事項について審議すること。	美術館運営課
横須賀美術館美術品評価委員会	横須賀美術館において取得する美術品の評価に関する事項について審議すること。	保健体育課

横須賀市学校給食運営審議会 教育委員会の諮問に応じて学校給食の運営に関する事項について審議すること。